

埼玉県立自然の博物館教育用物品貸出要綱

平成30年8月 館長決裁

(利用できる団体)

- ア 教育活動に利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、大学
- イ 教育普及活動の充実に利用する博物館、社会教育施設、社会教育団体
- ウ その他館長が認めた団体等

(貸出期間)

原則として2週間以内とする。ただし、館長が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用料)

物品の使用料は無料とする。ただし、物品の輸送等にかかる費用は、利用者側の負担とする。

(利用方法)

- ア 使用の際は、電話で予約を行う。その際、利用する目的、物品名と使用数、利用期間を申し出ること。
- イ 物品の利用場所は、県内に限る。
- ウ 物品借用許可申請書(様式第1号)を2週間前までに館長宛に提出すること。
- エ 使用後は、1週間以内に博物館へ返却すること。

(遵守事項)

- ア 物品は正しく使用し、亡失、又は損傷しないように管理する。
- イ 物品は転貸、担保に供さない。
- ウ 物品は利用目的以外の目的のために利用しない。
- エ 物品を亡失、又は損傷した場合は、直ちに博物館に報告し指示に従う。
- オ 貸出を受けた物品(又は資料)から許可なく複製はしない。

(補則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定める。

付則

この要項は、平成30年8月20日から施行する。